

狛江市とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との包括連携に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、以下に掲げる連携事業に関し、包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多方面にわたる連携により、地域社会の発展に寄与し市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（誠実対応義務）

第2条 前条の目的達成のため、甲及び乙は互いの価値を認め、立場を尊重し誠意を持って積極的に事業を行うものとする。

（連携分野）

第3条 連携事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの気運醸成及びレガシー創出に関すること。
- (2) 地域活性化に係る公共空間の創出に関すること。
- (3) 教育・人材育成に関すること。
- (4) 国際交流に関すること。
- (5) 防犯・防災に関すること。
- (6) 健康・スポーツに関すること。
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、甲乙

で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

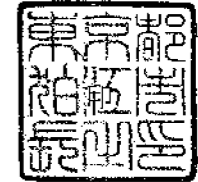
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年11月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都渋谷区渋谷三丁目3番1号
A-PLACE 渋谷金王ビル6階
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
東京営業本部

本部長 佐藤 一仁

